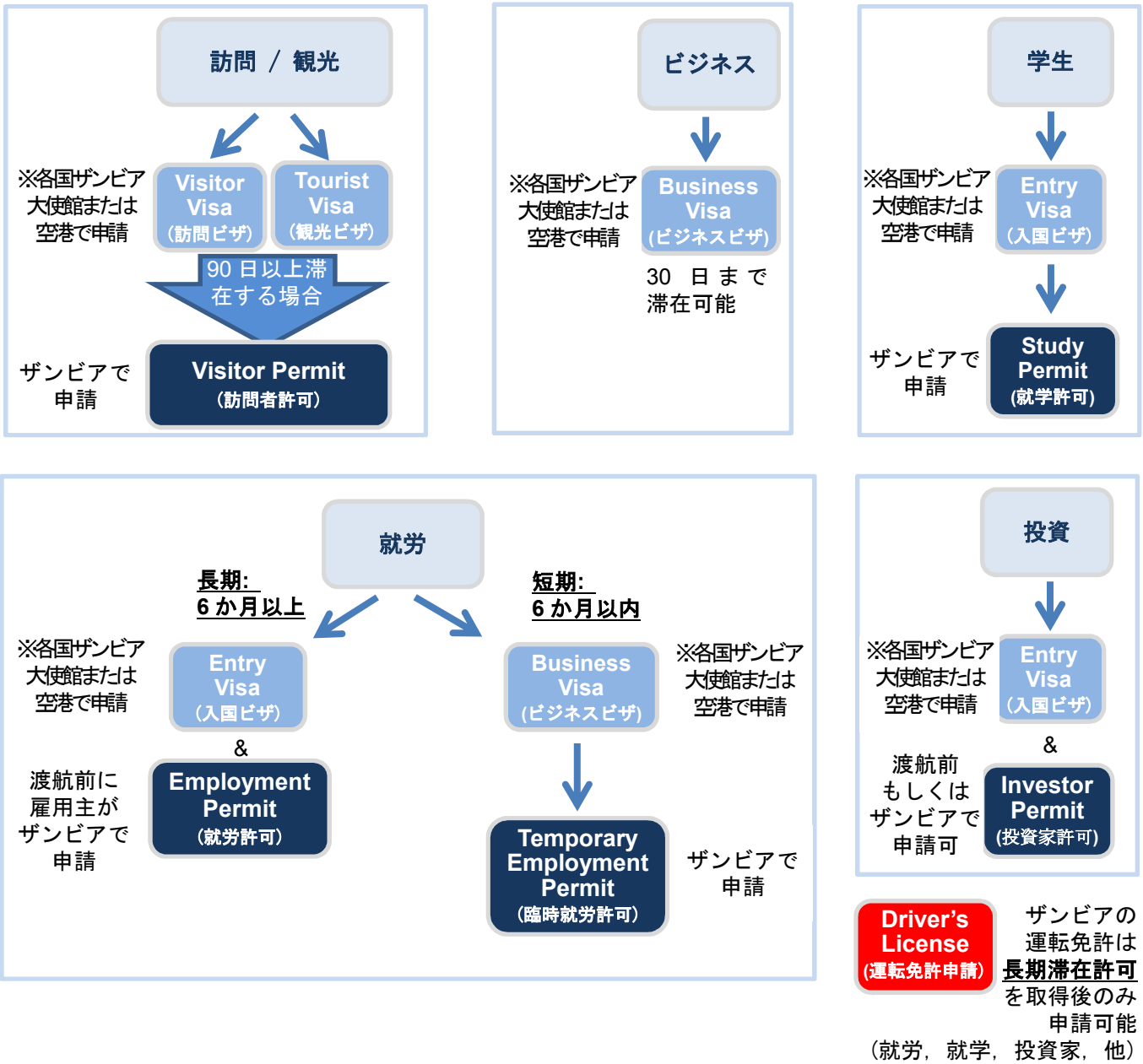
ザンビアのビザ及び滞在許可について

ザンビアに入国するには、入国目的によって訪問/観光/ビジネス/入国等のビザが必要になります。日本国籍の方は、日本の在京ザンビア大使館、各国最寄りの大使館もしくは空港でビザが取得可能です。また、2015 年 10 月 14 日より、電子ビザシステムも開始しました。通常、入国の際に同ビザをもって３０日間までの滞在が認められますが、９０日間まで滞在延長が可能です。[1] ９０日間を超える滞在の場合は、滞在許可が必要となります。[2] 運転免許は、長期滞在許可を取得した方のみ申請できます。(運転免許取得に関する詳細は「ザンビアにおける運転免許について」をご参照下さい)

主なビザ(Visa)及び滞在許可(Permit)の手続き



- **就労や就学等でビザ・滞在許可を申請する者の配偶者及び扶養者は、申請者と同時に申請、もしくは、申請者がビザ・滞在許可を取得後に申請可能です。**

---

[1] ビジネスビザ以外。

[2] 本手続きは、2010 年に改訂され、2011 年から適用されている移民法を基に作成したものです。

手続き

[１．訪問/観光]

訪問/観光ビザ:

最寄りのザンビア大使館もしくはザンビアの入国港において**訪問ビザ** (友人 / 親族の訪問) もしくは **観光ビザ** (観光目的)を取得する場合には、以下の書類が必要となります。

- 申請書 16 に必要事項を記入（申請書の各様式はザンビア入国管理局ウェブサイト http://www.zambiaimmigration.gov.zm/からダウンロードできます）
- パスポートサイズの写真 2 枚（裏面に署名）
- 6 ヶ月以上の有効期限があるパスポート
- 申請料 50 米ドル[3]
- (観光ビザ) 航空旅程 / 航空券
- (訪問ビザ)訪問先招待者から入国管理局長官 (Director General) 宛へ、訪問者を招待する旨を記載した書簡
- (訪問ビザ) 訪問先招待者のビザ・滞在許可ステータス等の内容が記載されている書類

注:　入国ビザ（観光/訪問ビザを含む）は通常、30 日が有効期限となりますが、入国管理局にて 90 日までの延長が可能です。

訪問許可 (VISITING PERMIT):

ザンビアに 90 日以上滞在する場合は、ビザの有効期限内に**訪問許可**を申請する必要があります。申請は、ルサカの入国管理局本部にて行い、手続きには 7 日から 30 日（稼働日数）掛かります。申請に必要な書類は以下の通りです。

- 申請書 18 に必要事項を記入（申請書の各様式はザンビア入国管理局ウェブサイト http://www.zambiaimmigration.gov.zm/からダウンロードできます）
- パスポートサイズの写真 2 枚（裏面に署名）
- パスポートのコピー
- 申請料 1,000 クワチャ
- 訪問先からの書簡
- 銀行残高証明 / 復路航空券

[２．就労 – 臨時] [4]

6 ヶ月以内の就労を予定している場合、ビジネスビザで入国後、ビザの期限内に**臨時就労許可**の申請が可能です。

注:　臨時就労許可にて滞在している場合、　運転免許証の申請は出来ません。

ビジネスビザ:

最寄りのザンビア大使館もしくはザンビアの入国港にて**ビジネスビザ**の申請が行えます。最高で 30 日までの滞在が可能です。申請には以下の書類が必要となります。

- 申請書 16 に必要事項を記入（申請書の各様式はザンビア入国管理局ウェブサイト http://www.zambiaimmigration.gov.zm/からダウンロードできます）
- パスポートサイズの写真 2 枚（裏面に署名）
- 申請料 50 米ドル

---

[3] 一度限りの入国は 50 米ドル、2 度以上の入国は 80 米ドルが必要となります。

[4] 政府 ODA 案件などに携わる場合は，就労許可の申請方法が異なる場合があります。

- 航空旅程/ 航空券
- ビジネスの内容が記載された書簡

臨時就労許可 (TEMPORARY EMPLOYMENT PERMIT):

申請はビザの期限内に、ルサカにある入国管理局本部にて行う必要があります。申請手続きは 14 日から 30 日（稼働日数）掛かります。申請に必要な書類は以下の通りです。

- 申請書 25 に必要事項を記入（申請書の各様式はザンビア入国管理局ウェブサイト http://www.zambiaimmigration.gov.zm/からダウンロードできます）
- パスポートサイズの写真 2 枚（裏面に署名）
- パスポートのコピー
- 申請料 3,000 クワチャ
- 雇用主から入国管理局長官宛に、申請者がザンビアにて行う業務内容を記載した書簡

[３．就労 – 長期] [5]

6 ヶ月以上の長期就労を予定している場合、ザンビアに渡航する前に**就労許可**を申請することを強くお勧め致します。この場合、申請の申し立ては雇用主がザンビアにて行います。もし、ザンビア渡航までに時間的な余裕が無い場合、ザンビアに渡航してから就労許可の申請準備を行う事が出来ますが、手続き中はザンビアに滞在する事ができません。申請は、ルサカにある入国管理局本部にて行い、手続きには 14 日から 60 日（稼働日日数）掛かります。就労許可を取得していれば、ザンビアの運転免許証の申請を行えます。

ビジネスビザ:

最寄りのザンビア大使館もしくはザンビアの入国港にて**ビジネスビザ**の申請が行えます。最高で 30 日までの滞在が可能です。申請には以下の書類が必要となります。

- 申請書 16 に必要事項を記入（申請書の各様式はザンビア入国管理局ウェブサイト http://www.zambiaimmigration.gov.zm/からダウンロードできます）
- パスポートサイズの写真 2 枚（裏面に署名）
- 申請料 50 米ドル
- 航空旅程/ 航空券
- ビジネスの内容が記載された書簡

就労許可 (EMPLOYMENT PERMIT):

雇用主が申請者の就労許可を申請する際に、以下の書類が必要となります。

- 申請書 23 に必要事項を記入（申請書の各様式はザンビア入国管理局ウェブサイト http://www.zambiaimmigration.gov.zm/からダウンロードできます）
- パスポートサイズの写真 2 枚（裏面に署名）
- 申請者の永住権を持つ国から発行された犯罪経歴証明
- 申請者の専門資格証明書のコピー
- 申請者のパスポートのコピー
- 申請料 3,000 クワチャ
- 就労内定通知/ 契約書

[４．ビジネス]

ビジネスビザ:

[5] 政府 ODA 案件などに携わる場合は，就労許可の申請方法が異なる場合があります。

ザンビアにおける会議出席や、商談取引もしくはザンビア人・企業が提供できないサービスを提供する場合、日本もしくはザンビアの入国港にて**ビジネスビザ**の申請が行えます。最高で 30 日までの滞在が可能です。申請には以下の書類が必要となります。

- 申請書 16 に必要事項を記入（申請書の各様式はザンビア入国管理局ウェブサイト http://www.zambiaimmigration.gov.zm/からダウンロードできます）
- パスポートサイズの写真 2 枚（裏面に署名）
- 申請料 50 米ドル
- 航空旅程/ 航空券
- ビジネスの内容が記載された書簡

[５．学生] [6]

ザンビアにて正規の勉強をする場合、まずは**入国ビザ**にて入国し、その後、**就学許可**の申請を行う必要があります。

入国ビザ:

入国港（空港など）にて入国ビザを申請する場合、有効なパスポートを提示し、申請料 50 米ドルを支払う必要があります。その際、渡航目的を質問される場合がありますので、学校からの書簡と復路航空券を準備することをお勧め致します。

就学許可 (STUDY PERMIT):

申請書の申し立ては、ルサカにあるザンビア入国管理局本部にて行います。手続きには 7 日から 14 日（稼働日日数）掛かります。申請には以下の書類が必要となります。

- 申請書 20 に必要事項を記入
- パスポートサイズの写真 2 枚（裏面に署名）
- 受け入れ先の教育機関からの入学許可書
- ザンビアに両親や身元引受人がいる場合は、その者の滞在証明
- 保証人による資金援助証明
- ザンビア政府の特定保健機関による健康診断証明 (胸部レントゲン)
- パスポートのコピー
- 申請料 1,500 クワチャ
- 申請者から入国管理局長宛のザンビアにて就学する内容を示した書簡

[６．投資家]

ザンビアにおいて、融資や企業などの投資を行う場合、ザンビアに入国後、**投資許可**の申請が必要となります。申請は、ルサカにある入国管理局本部にて行い、手続きには 30 日から 60 日（稼働日日数）掛かります。

入国ビザ:

入国港（空港など）にて入国ビザを申請する場合、有効なパスポートを提示し、申請料 50 米ドルを支払う必要があります。その際、渡航目的を質問される場合がありますので、ビジネスの内容を示した書簡・書類等を準備することをお勧め致します。

投資許可 (INVESTOR'S PERMIT):

入国ビザと投資許可の申請を行うには、以下の書類が必要となります。

---

[6] 就学許可の申請においては、ザンビアの特定機関での健康診断証明が必要となるため、ザンビアでの申請となります。

- 申請書 27 に必要事項を記入（申請書の各様式はザンビア入国管理局ウェブサイト http://www.zambiaimmigration.gov.zm/からダウンロードできます）
- パスポートサイズの写真 2 枚（裏面に署名）
- パスポートのコピー（認定されたもの）
- 法人証明、取締役のリストおよび株式資本リストのコピー（認定されたもの）
- 個人投資証明:　投資家が自身の会社を経営している場合、最低 25 万米ドルを持ち込まなければならず、既存の会社に所属する場合は、最低 15 万米ドルの投資を行う事が必要とされます。
- 投資ライセンス（ある場合）
- 2,000 クワチャ
- 投資家から入国管理局長宛への書簡

【良くあるご質問】

一般

Q. ザンビアで滞在許可申請中に，許可が下りる前に入国ビザ期限が過ぎてしまった場合、どうなりますか？

A. ビザ期限が過ぎる前に許可申請の申し立てを行えば、許可が下りるまでザンビア国内に滞在することが出来ます。

就労

Q. 専門資格証明書が日本で入手出来ない場合はどうなりますか？

A. 証明書はザンビアの専門機関から提出することが出来ます。雇用主からザンビアの専門機関へ事情を説明の上、書簡を送付し、専門資格証明書の発行を依頼して下さい。(例:技術者の場合は，Engineering Institute of Zambia)

Q. 犯罪経歴の証明が手続き中である旨を大使館が証明する場合、実際の証明書が無くても就労許可の申請を出来ますか？

A. 出来ません。

注）　上記の掲載内容は、ザンビア当局の資料を参考に在ザンビア日本国大使館において日本語訳したものです。当地における各種ビザ等の取得にあたっては、各自の責任において必要な手続を行って下さい。

【お問い合わせ】

入国管理局お客様窓口:

入国管理局本部: Kent Building, Haile Selassie Road, P.O.Box 50300, Lusaka, Zambia
(電話: 0211 – 252622，開館時間:　平日 8-13 時, 14-15 時)
ウェブサイト: http://www.zambiaimmigration.gov.zm/

在ザンビア日本国大使館:

領事窓口
(電話: 0211-251555;　開館時間:　平日　8-12 時, 14-16 時)

(2015 年 10 月更新)